

<シート2>(H27年度 例)

第3節 次世代育成支援行動計画から引き継ぐ施策

(A) 施策名	(B) 施策概要	方向性 (C)	(D) 平成27年度進捗状況及び評価	(E) 担当課	方向性 (F)	(G) 委員意見	方向性 (H)
1. 一人ひとりの個を伸ばす支援							
(1)子どもの権利の尊重							
1	子どもの権利擁護のための啓発と広報の推進	拡大	いじめ防止対策推進事業が始まり、市全体でいじめ防止の意識が高まっています。しかし、子どもの権利擁護については周知が足りないため、今後はいじめ問題も含め、子どもの権利に関する施策の啓発・広報活動を行っていきます。	子育て支援課	拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・なお一層の周知をお願いします。 ・何かが起きてから「いじめ」を考えるのではなく意識向上が必要。 ・いじめの大きさによれば、犯罪事件といっても過言ではないと思うので、警察の介入があってもよいのではないか。警察官によるいじめの講演が可能であれば、いじめは「ダメだ」とより感じると思う。 ・「いじめ」は先生の質の向上も必要。 ・いじめ、虐待の周知徹底が不可欠。どのような方法が効果的か検討を。 	拡大
2	子ども自身が相談できる体制の整備	継続	各中学校に2名ずつ配置されたふれあい相談員と県から4名配置されたスクールカウンセラーによって、生徒が自由に訪れて相談できる環境が整っています(ふれあい相談員相談件数2,501件)。また、相談員による中学校区の小学校訪問は小中連携に効果があり、進学に不安がなくなった児童もいます。また、保護者、スクールカウンセラーのアドバイスを受け、医療機関や教育相談室との連携ができました。	学校教育課	継続		継続
			来室・電話・土曜電話等多岐にわたって展開することで、相談件数は述べ件数1,268件となっています。特別支援教育的な相談が増えています。通級指導教室での指導や個別指導など、相談後の具体的な支援につながっています。スクールソーシャルワーカーは、学校と家庭をつなぐパイプ役となっているとともに、関係課(障がい福祉課、子育て支援課)との連携を推進しています。	教育相談室	継続		継続
(2)児童虐待防止対策の充実							
1	富士見市子どもを守る地域協議会(要保護児童等対策地域協議会)の充実	継続	虐待を受けている児童をはじめ、保護・支援を必要とする児童及びその保護者、支援・指導を必要とする妊婦の情報共有と対応を協議する「富士見市子どもを守る地域協議会」について、より有機的な連携ができるような運営方式を検討していきます。	障がい福祉課	改善		改善
(3)障がい児施策の充実							
1	「ノーマライゼーション」の普及の推進	継続	障がいや障がいのある人に対する理解を深め、小学校、中学校、特別支援学校において障がいのある子どもと障がいのない子どもとがふれあえる場を充実します。また、特別支援教育コーディネーターの育成、すこやか支援員の研修等を含めた校内支援体制の整備を進めていきます。	学校教育課	継続		継続
2	障がい児保育の推進	継続	「ともに生きる」ことを基本とし、手厚い保育を進め障がい児保育を継続して実施していきます。	保育課	継続		継続
3	障がい児在宅支援制度の充実と推進	拡大	障がい児のための自立支援介護給付や児童発達支援、地域生活支援事業や生活サポート事業などの制度を充実し、障がい児の在宅支援の充実を図ります。また、障がい児支援の枠組みに発達障がい、小児慢性特定疾患が取り入れられたことも踏まえ、在宅支援制度を充実させます。	障がい福祉課	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が安心して働き、生活できるよう今後もさらなる充実を。 	継続